

## 義務者不存在車等に係るリサイクル料金等の設定の考え方について

### 1. 義務者不存在車等に係るリサイクル料金等の自動車リサイクル法上の位置付け

使用済自動車の再資源化等に関する法律(以下「自動車リサイクル法」という。)上、指定再資源化機関は、引き取るべき自動車製造業者等が存在せず、又は自動車製造業者等を確認することができない自動車(以下「義務者不存在車等」という)に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為を実施すること(以下「2号業務」という)とされており、当該再資源化等に必要な行為に関する料金等(フロン類及びエアバッグ類の回収料金・運搬料金を含む)を定め、自動車所有者から支払いを受けることが可能となっている。

具体的には、新車については新車購入時、既販車については制度スタート後最初の継続検査時等又は引取業者における引取時に、再資源化等預託金として資金管理法人に預託され、自動車が使用済自動車となり指定再資源化機関が特定再資源化等物品を引き取った後に払い渡されることとなっている(フロン類及びエアバッグ類の回収・運搬料金については、フロン類回収業者及び解体業者からの請求に基づき支払う)。

義務者不存在車等のリサイクル料金等は、指定再資源化機関たる(財)自動車リサイクル促進センターが、自動車ごと、特定再資源化等物品(自動車破碎残さ(以下「ASR」という。)、エアバッグ類、フロン類)ごとに設定・公表する必要がある。

### 2. 義務者不存在車等のリサイクル料金等の構成要素

義務者不存在車等に係る特定再資源化等物品の再資源化等に必要な行為に要する費用のうち主なものは以下のとおり。

(1) ASR の再資源化

会計上の費目	内訳
2号業務事業費	・2号処理費用(ASR)
システム関連費	・2号システム保守費 ・2号外部ネットワーク運営費 ・2号会計システム保守費
サポート業務運営委託費	・2号データセンター運営費 ・2号コンタクトセンター運営費
その他の事業費	・2号人件費 ・説明会費
管理費 旅費交通費 通信運搬費 事務所賃借料 支払利息 等	

「システム関連費」、「サポート業務運営委託費」、「その他の事業費」、「管理費」については、(1)ASRの再資源化のみならず、(2)エアバッグ類の再資源化及び(3)フロン類の破壊にも関係するものであるが、エアバッグ類及びフロン類については、装備されていない自動車も存在するため、便宜上、一元的にASRの再資源化に必要な行為に要する費用に計上することとする。

(2) エアバッグ類の再資源化

会計上の費目	内訳
2号業務事業費	・2号処理費用(エアバッグ類)

2号処理費用(エアバッグ類)には、エアバッグ類の回収・運搬料金及びエアバッグ類車上作動処理委託料金の支払いが含まれる。

(3) フロン類の破壊

会計上の費目	内訳
2号業務事業費	・2号処理費用(フロン類)

2号処理費用(フロン類)には、フロン類の回収・運搬料金の支払いが含まれる。

### 3. 義務者不存在車等のリサイクル料金等の設定に関する具体的な考え方

#### (1) ASRリサイクル料金

ASRリサイクル料金は、ASRリサイクル・処理費用、指定引取場所の運営費用等の2号処理費用(ASR)に加え、自動車リサイクル促進センターの必要経費を勘案の上、各自動車のASR基準重量(車両重量を基に算出した各自動車から発生するASR重量)に応じて設定する。

ASR基準重量に関し、自動車メーカー等は、過去に販売された自動車(既販車、継続生産車)については破砕処理実験により求められたASR実重量と届出車両重量との相関式に基づいて算出し、また、法施行後に販売開始された自動車(新型車)は材料組成データを基に算出することとなっている。一方、義務者不存在車等については、車の材料組成データが無いことから、全ての車両において、破砕処理実験により求められたASR実重量と届出車両重量との相関式を用いてASR基準重量を算出する。

#### (2) エアバッグ類リサイクル料金等(エアバッグ類リサイクル料金、エアバッグ類回収・運搬料金及びエアバッグ類車上作動処理委託料金)

##### エアバッグ類リサイクル料金

エアバッグ類リサイクル料金は、2号処理費用(エアバッグ類)としてエアバッグ類のリサイクル・処理費用、指定引取場所の運営費用及び解体業者へのエアバッグ類回収料金支払費用・エアバッグ類運搬料金支払費用・エアバッグ類車上作動処理委託料金支払費用を勘案の上、設定する。

自動車メーカー等におけるエアバッグ類リサイクル料金の設定は、各自動車ごとに装備されている正確なエアバッグ類個数に応じたものとなっているが、義務者不存在車等においては、各自動車毎のエアバッグ類の個数を把握することが不可能である。このため、義務者不存在車等のエアバッグ類の個数は、当該義務者不存在車等の初度登録年と同年に初度登録された自動車メーカー等が製造等した自動車のエアバッグ類の平均個数を算出することとし、義務者不存在車等のエアバッグ類リサイクル料金については、これに応じて設定する。

#### エアバッグ類回収料金・運搬料金

解体業者がエアバッグ類を取外回収して指定再資源化機関に引き渡した際の回収料金・運搬料金は、エアバッグ類の回収及び運搬の適切かつ確実な実施を確保すべく、これを能率的に行った場合における適正な原価を勘案して設定する。

#### エアバッグ類車上一作動処理委託料金

解体業者がエアバッグ類を車上一作動処理した際の車上一作動処理委託料金は、エアバッグ類の車上一作動処理の適切かつ確実な実施を確保すべく、これを能率的に行った場合における適正な原価を勘案して設定する。

### (3) フロン類破壊料金等( フロン類破壊料金及び フロン類回収・運搬料金)

#### フロン類破壊料金

フロン類破壊料金は、2号処理費用(フロン類)としてフロン類の破壊費用、指定引取場所の運営費用、破壊施設までの運搬費用、及びフロン類回収業者へのフロン類回収料金支払費用・フロン類運搬料金支払費用を勘案の上、フロン類の充填量に応じて設定する。

なお、フロン類の充填量については、国産自動車と輸入車とで大差無いため、国産自動車及び正規輸入自動車と同様であるとする。

#### フロン類回収料金・運搬料金

フロン類回収業者がフロン類を回収して指定再資源化機関に引き渡した際の回収料金・運搬料金の額は、フロン類の回収及び運搬の適切かつ確実な実施を確保すべく、これを能率的に行った場合における適正な原価を勘案して設定する。

### (4) 料金算定期間の考え方

義務者不存在車等のリサイクル料金は、再資源化等に必要な行為に要する費用を積み上げて適正な原価を超えない水準として算定するものであり、収支については単年度ではなく中長期的に均衡すべきものと考えられる。また、制度施行

当初に要するシステム稼働等の立上げ費用の回収についても考慮することが必要であり、こうした費用の支出については借入期間7年の長期借入を行い対応しているところ。このため、義務者不存在車等のリサイクル料金については、施行後7年間で収支均衡させるよう算定する。